

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第5号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年2月8日

総務企画局

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号</p> <p>第3条 月額報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合 <u>（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）</u>）にあつては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p>	<p>○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号</p> <p>第3条 月額報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあつては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p>
<p><u>2 前項の規定により月額報酬（市長が別に定めるものに限る。）を支給する場合であつて、月の初日（月の途中において就職した場合にあつては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあつては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。</u></p>	
<p><u>3 前2項</u>の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>2 前項</u>の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和26年2月7日条例第5号 第4条 報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合 <u>（職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。）</u>）にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p>	<p>○川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和26年2月7日条例第5号 第4条 報酬は、就職した日から支給し、退職し、又は失職した日（死亡した場合にあっては、その日の属する月の末日）まで支給する。</p>
<p><u>2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日（月の途中において就職した場合にあっては、就職した日）からその月の末日（月の途中において退職し、又は失職した場合にあっては、その退職し、又は失職した日）までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。</u></p>	
<p><u>3 前2項</u>の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>2 前項</u>の報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>